

## 水道施設の寄附に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市以外の者が設置した都市計画法第29条及び第34条の対象とならない水道施設の寄附について、必要な事項を定めるものとする。

### (申込み)

第2条 水道施設を寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、水道施設寄附申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

### (受け入れ)

第3条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を確認し、相当と認める場合は、必要な条件を付し寄附の受け入れをすることができる。

- (1) 寄附物件は、前橋市水道施設寄附基準にもとづいた構造であること。
- (2) 寄附物件は、市の検査に合格していること。

2 管理者は、前項による寄附の受け入れをしたときは、申込者へ水道施設寄附受入書（様式第2号）を交付する。

### (寄附物件の維持管理)

第4条 前条第1項により受け入れた寄附物件は、市が維持管理を行うものとする。

### (費用の負担)

第5条 申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

### (補則)

第6条 この基準に定めない事項については、その都度管理者が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年 1月 1日から適用する。



様式第2号

前水水整 第 号  
平成 年 月 日

## 水道施設寄附受入書

様

前橋市公営企業管理者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付けで寄附申込みがありました水道施設については、次のとおりあり  
がたく受け入れます。

寄附受入れをする 水道施設の表示	名 称	
	所 在 (布設箇所)	前橋市
	寄附物件の名 称、構造及び数 量	
受入条件	無条件	
その他参考事項		

## 前橋市水道施設寄附基準

水道施設の寄附に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）に係る寄附物件の基準は、次によるものとする。

### 1 寄附物件の布設位置

- （１）寄附物件の布設位置は、既存の公道、公共用地等、もしくは寄附しようとする道路内であり、私道・私有地等に布設されていないこと。
- （２）前橋市宅地開発指導要綱による消火栓の設置位置は、消防局と協議し決定すること。

### 2 寄附物件の口径等

- （１）寄附物件の最小口径は、５０mmとする。
- （２）寄附物件の口径は、給水する区域の給水量に対応する計画口径を原則とするが、既設管との距離が長い等、管に損失が生ずる場合は、計画口径を大きくするものとする。
- （３）消火栓は、呼称６５口径を有するもので基本的に１５０mm以上の管に設置すること。ただし、消防局との協議結果によっては、７５mm以上とすることができる。

### 3 寄附物件の材質

- （１）口径５０mmから１５０mmについては、配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管（GX形）とする。
- （２）口径２００mm以上については、ダクタイル鋳鉄管（GX形）とする。

### 4 その他の水道施設

止水栓・仕切弁・空気弁・排水（排泥）設備等は、必要箇所に設置する。

### 5 既存の私設配水管の扱い

既存の私設配水管について、前記で示す基準に適合したものは、寄附物件としての受け入れを行うことができるものとする。

### 6 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別途管理者が定める。

### 附則

この基準は、平成２８年 １月 １日から施行する。

この基準は、平成２９年 ４月 １日から施行する。

この基準は、平成２９年 ５月 １日から施行する。

## 寄附申込書作成時の注意点等

### 【寄附申込書の記入について】

- ① 申請者の住所、氏名、電話番号を記入し押印してください。
- ② 名称は、寄附物件の名称(「配水管」、「消火栓」等)を記入してください。
- ③ 所在は、寄附しようとする配水管、消火栓等の布設箇所を記入してください。  
(公図等で確認し、道路などの地番の無い場所については、近くの地番により〇〇番地先としてください。)
- ④ 寄附物件の名称、構造及び数量については、以下記載例を参考に記入してください。

#### 《例》

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1) 内径75mm ダクタイル鋳鉄管(GX)    | L=〇〇. 〇m |
| (2) 内径50mm 配水用ポリエチレン管(PEP) | L=〇〇. 〇m |
| (3) 排泥管(PEP)               | L=〇〇. 〇m |
| (4) 内径75mm ソフトシール仕切弁       | ○ 基      |
| (5) 内径50mm ボール式止水栓         | ○ 基      |
| (6) 内径75×65mm 地下式単口消火栓     | ○ 基      |
- ⑤ 沿革及び状況には、「配水管布設工事(消火栓新設工事)は完成済み」と記入してください。
  - ⑥ 寄附物件の評価額は、記入しないでください。
  - ⑦ 寄附しようとする理由は、以下記載例を参考に記入してください。

#### 《例》

- (1) 配水管として適正な管理を行うため。
  - (2) 前橋市宅地開発指導要綱の事前協議により設置した消火栓であるため。
- ⑧ 寄附の条件は、「無条件」でお願いします。

### 【添付書類について】

#### ① 竣工図

- 『水道工事標準仕様書(前橋市水道局編集)』に基づき、平面図・配管詳細図・オフセット図・断面図・案内図・標題等を記入してください。基本サイズはA2版です。
- 平面図は、縮尺1/500の地形図を使用し、道路を新設した場合は、新設道路及び宅地等の境界線を記入してください。(基図として、マッピングデータが必要な場合は、水道整備課計画管理係へお問合せください)
- 原図として折っていないもの、A3サイズに折ったもの、24cm×14.8cmに折ったものを各1部、計3部を提出してください。(図面の折り方は『水道工事標準仕様書』を参照)

#### ② 工事写真

#### ③ 道路認定書類等

- 道路を新設し市道として寄附するものについては、道路が市道として認定されていることの確認ができる書類を添付してください。既存の道路に布設したものについては、市道番号等を記入してください。

【その他】

- ① 前橋市宅地開発市道要綱の事前協議に基づき新設した消火栓については、水道局水道整備課及び消防局警防課との立会い検査が必要となるため、工事完成後すみやかに水道整備課と検査日程を協議してください。
- ② 寄附申請書が提出された後、書類審査及び完成検査を行い決裁後に『水道施設寄附受入書』を申請者へ送付します。

【参考：竣工図標題】

6 6 の左上

←1/3000 配管図上の工事位置

寄附行為（〇〇不動産株式会社）

←寄附申込者名

図種	案内図 平面図 配管詳細図		
区分	竣工図		図面番号 No. 枚中
施工年度	平成 年度	施工番号	寄附 第 号
路線名			
施工場所	岩神町三丁目 1 3 - 1 5 番地先		
工事名	配水管布設工事		
竣工年月日	平成 年 月 日	設計	
施工業者	〇〇水道設備株式会社		
前橋市水道局上下水道部水道整備課			

←施工番号は空白

←竣工年月日は空白

←水道事業者名を記入

平成 年 月 日

## 水道施設寄附申込書

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申込者 住所 前橋市大手町一丁目 12-1  
 氏名 ○○不動産株式会社 印  
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

次のとおり水道施設を寄附したいので申込みます。

寄附しようとする 水道施設の標示	名称	配水管、消火栓
	所在 (布設箇所)	前橋市 岩神町三丁目 13-15
	寄附物件の名称、構造及び数量	(1) 内径 50 mm配水用ホリパイプ L=○○. ○m (2) 排泥管 L=○○. ○m (3) 内径 50 mmホリ式止水栓 ○基 (4) 内径 75×65 mm地下式単口消火栓 ○基
	沿革及び現状	配水管と消火栓の場合→ 配水管布設工事は完成済み 消火栓のみの場合→ 消火栓設置工事は完成済み
寄附物件の評価額		
寄附しようとする理由	配水管として適正な管理を行うため。	
寄附の条件	無条件	
添付書類		
1 関係図面及び工事写真 (案内図・平面図・配管詳細図・オフセット図・その他)		
2 道路の認定を受けた期日の証明と台帳番号) 市道番号：第○○-○○○○号		
3 その他 ( )		